4）物価

次（暦年）	卸売物価指数 総平均	うち 生産財	うち 消費財	総平均	うち 生産財	うち 消費財	消費者物価指数 都市総合（全都市）	農林総合（全国）	東京総合	農村	小売物価 東京指数	貿易物価指数 輸出 総平均	輸入 総平均	実質国民所得推計物価指数 消費者物価指数 農村	都市	総合消費財物価指数	生産財物価指数	総合物価指数	同左対前年比
基準年次又は単位	昭27＝100			昭9～11＝1			昭35＝100	昭32＝100	昭9～11＝1		昭27＝100	昭32＝100		昭9～11＝1					
昭9～11	–	–	–	1.0	1.0	1.0	–	–	1.0	1.0	–	–	–	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	–
20	–	–	–	3.5	–	–	–	–	–	–									
21	–	–	–	16.3	16.3	15.4	–	–	–	–									
22	–	–	–	48.2	44.8	50.2	–	–	109.1	–									
23	–	–	–	127.9	110.8	144.5	–	–	189.0	–									
24	–	–	–	208.8	171.4	248.8	–	–	236.9	–									
25	–	–	–	246.8	222.1	267.4	67.6	–	219.9	–									
26	–	–	–	342.5	341.6	325.2	78.7	–	255.5	–	–	–	–	289.2	255.5	269.0	340.5	286.9	–
27	100.0	100.0	100.0	349.2	350.6	328.3	82.6	–	266.1	–	100.0	–	–	305.7	266.1	382.0	350.6	299.2	104.3
28	–	–	–	351.6	355.3	327.3	88.0	–	286.2	–	103.5	–	–	327.8	286.2	302.8	355.3	315.9	105.6
29	99.7	96.7	103.6	349.2	342.7	337.6	93.7	–	301.8	–	106.9	–	–	354.2	301.8	322.8	342.7	327.8	103.8
30	97.9	95.1	101.6	343.0	337.2	330.9	92.7	–	297.4	–	102.4	–	–	363.5	297.1	323.7	337.2	327.1	99.8
31	102.2	103.5	100.4	358.0	367.0	327.1	93.0	–	300.2	–	102.1	103.3	99.7	365.3	298.6	325.3	367.0	335.8	102.7
32	105.3	107.5	102.2	368.8	381.1	333.1	95.9	–	308.9	–	104.4	100.0	100.0	373.8	307.9	334.2	381.1	346.0	103.0
33	98.4	97.8	99.3	344.8	346.7	323.3	95.5	–	312.1	–	103.2	91.0	88.2	373.2	306.4	333.1	346.7	336.5	97.3
34	99.4	98.7	100.3	348.3	350.0	326.9	96.5	–	316.2	–	102.9	94.8	85.3	376.9	309.7	336.6	350.0	340.1	101.1
35	101.3	99.6	103.5	354.8	353.0	337.2	100.0	–	328.1	–	105.7	96.3	85.0	383.0	320.7	345.6	353.4	347.6	102.2
（年度）																			
26								89.3						293.0	260.4	273.4	353.2	293.4	121.4
27								92.1		309.5				309.7	267.8	284.6	348.1	300.5	102.4
28								109.1		333.8				333.7	293.4	309.5	358.3	321.7	107.1
29								105.6		358.6				358.6	300.7	323.8	336.8	327.1	101.7
30								101.1		363.0				363.0	296.5	323.1	340.3	327.4	100.1
31								98.5		367.4				367.4	300.5	327.3	376.8	339.7	103.8
32								100.0		373.8				373.8	308.1	334.4	373.1	344.1	101.8
33								97.0		373.1				373.6	306.9	333.5	344.0	336.1	97.7
34								98.7		380.4				378.4	311.9	338.5	352.0	341.8	101.7
35								104.0		385.4				385.1	324.5	348.7	356.0	350.5	102.5
資料	日銀統計局［卸売物価指数年報］				総理府統計局	農林省農経局		総理府統計局		農林省農経局	日銀統計局				経済企画庁経済研究所				

5）雇用

年次（暦年）	総人口 総数	総人口 15才以上	総人口 15才未満	15才以上 労働力	15才以上 非労働力	労働力 就業者	労働力 完全失業者	就業者 農林就業者	就業者 非農林就業者
基準年次又は単位	万								
昭10									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28	8,670	5,690	2,984	3,957	1,733	3,912	45	1,690	2,222
29	8,800	5,794	3,005	4,020	1,771	3,962	59	1,650	2,312
30	8,910	5,906	3,001	4,156	1,750	4,088	68	1,686	2,402
31	9,006	6,040	2,966	4,235	1,805	4,172	63	1,645	2,527
32	9,091	6,175	2,916	4,336	1,839	4,284	52	1,607	2,677
33	9,181	6,307	2,873	4,368	1,939	4,312	56	1,547	2,765
34	9,278	6,457	2,821	4,428	2,029	4,370	58	1,537	2,833
35	9,365	6,567	2,798	4,515	2,052	4,472	43	1,492	2,979
（年度）									
26									
27									
28	8,703	5,714	2,989	3,946	1,763	3,902	44	1,680	2,223
29	8,829	5,822	3,007	4,048	1,774	3,983	65	1,662	2,321
30	8,933	5,938	2,994	4,192	1,746	4,122	71	1,678	2,443
31	9,028	6,074	2,954	4,270	1,804	4,210	59	1,638	2,572
32	9,112	6,207	2,905	4,344	1,863	4,292	52	1,602	2,691
33	9,205	6,343	2,861	4,379	1,964	4,319	59	1,523	2,797
34	9,300	6,490	2,810	4,446	2,044	4,392	53	1,555	2,836
35	9,376	6,579	2,797	4,534	2,045	4,493	40	1,461	3,030
資料	総理府統計局［労働力調査］								

5）雇用

従業上の地位別就業者 農林 業主	農林 家族従業者	農林 雇用者	非農林 業主	非農林 家族従業者	非農林 雇用者	実質賃金指数（規模30人以上） 全産業	鉱業	製造業	労働時間 全産業	製造業
人						昭30＝100			月当り時間	
									—	—
									—	—
									183.3	181.6
									181.8	183.3
									182.5	182.5
						—	—	—	189.3	189.0
						—	—	—	192.2	192.8
						86.9	92.8	91.5	192.5	194.4
558	1,074	58	480	309	1,433	9.29	97.5	96.2	194.4	196.7
549	1,045	57	498	332	1,481	94.0	92.9	95.3	193.6	195.9
559	1,074	53	514	333	1,553	100.0	100.0	100.0	194.8	198.0
562	1,021	62	520	326	1,679	107.1	108.9	108.9	199.3	204.4
559	979	69	535	332	1,808	108.7	122.2	109.3	198.3	202.9
549	952	46	519	316	1,928	112.5	126.1	112.3	198.0	201.[illegible]
552	930	54	519	303	2,007	118.1	128.0	119.5	200.1	204.7
547	887	59	537	306	2,132	121.8	132.1	124.5	202.7	207.0
557	1,064	59	479	310	1,434					
551	1,057	54	500	332	1,488					
561	1,060	57	520	334	1,586					
562	1,014	62	523	327	1,721					
555	982	64	528	326	1,834					
546	931	45	519	313	1,963					
557	944	54	523	303	2,007					
538	863	60	541	308	2,178					
						労働省官房統計調査部［勤労統計調査］				

1. 一般登録自動車

在籍県表示
府県名の頭文字を1字入れる。
（例外）
東京都の場合は品、足、練又は多の文字とする。
下記の県名は頭文字を2字とする。
宮崎．愛媛．大分．山形．山梨．福島．福井．長崎．

標板色別
一般自家用
官公署用
駐留軍人軍属私用
貸自動車事業用
―白色地，緑文字
営業用―――橙黄色地，黒文字

自動車用途種別表示
1　普通貨物
2　バス型乗用（普通型 11人以上）
3　普通乗用（10人まで）
4　小型四輪貨物
5　小型四輪乗用
6　小型三輪貨物
7　小型三輪乗用
8　特殊用途車
9　特殊車
0　建設機械
（特殊車のうち建設機械に該当するもの）

神 4
は 0753

業態表示
自家用
すせそなにぬのはひふまみむもやゆよりわ（貸自動車事業用ただし北海道にあつては「れ」）
営業用
あいうえおかきくけこ
官公署用
たちつてと
駐留軍人軍属私用
E.H.K.M.
Y.

一連指定番号
0001から9999まで
4桁

2. 臨時運行許可番号標

神 456 川崎
（一般臨番ナンバー）（赤線）

臨 神 789
（登録自動車用臨番ナンバー）（赤線）

神 1234
（陸運局長許可臨番）（デイラー）（赤枠）

3. 車両番号標

神 い0456
（軽四輪乗用自動車車両番号標）

神 い0123
（小型二輪車両番号標）（緑枠）

神 789
小型二輪臨時運転用軽自動車（赤枠）

4. その他

領-102
（領事団用）（青地白字）

外-231
（外交団用）（青地白字）

代-145
（代表団用）（青地白字）

◎自動車の形状分類（例示）

バス（登録番号種別2に属するもの）
ボンネット，キャブオーバー，リヤーエンジン．アンダーフロア，セミトレーラ，フルトレーラ，トラクタトラック

（登録番号種別1，4，6に属するもの）
普通型（平型を含む），キャブオーバ，セミトレーラ，ダンプ，ライトバン（バン型），ルートバン，ピックアップ
コンテナ，トラクタ

乗用車（登録番号種別3，5，7に属するもの）
箱型，幌型，ステーションワゴン

緊急自動車及び特種用途自動車（登録番号別8に属するもの）
消防車，警察車，救急車，タンク車，撒水車，糞尿車，レントゲン車，霊柩車，寝台車，放送宣伝車，冷蔵冷凍車
コンクリートミキサー，無線車，クレーン車，架線修理車，護送車，工作車，移動郵便車，図書館車

特殊車（登録番号種別9，0に属するもの）
カタピラを有する自動車，ロード・ローラ，タイヤ・ローラ，ロード・スタビライザ，グレーダ，スクレーパ，ショベル・ローダ，ダンパ，モーター・スイーパ，ホーク・リフト，ホイール・クレーン，ポール・トレーラ，農耕作業用けん引車及び土木作業用けん引車で軽自動車以外のもの並びに運輸大臣の指定する自動車。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ 長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車，軽自動車及び特殊自動車以外の自動車。			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で，自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車及び特殊自動車以外のもの〔内燃機関（ジーゼル機関を除く）を原動機とする自動車にあつては，その総排気量が2,000リットル以下のものに限る〕。 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車及び特殊自動車以下のもの。	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさ右欄に該当するもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては，その総排気量が0.360リットル以下のものに限る）。	3.00メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては，その総排気量が0.250リットル以下のものに限る）。	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下
	農耕作業用自動車及び陸運局長の指定する特殊作業用自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては，その総排気量が1.50リットル以下のものに限る）。	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
特殊自動車	カタピラを有する自動車，ロード・ローラ，タイヤ・ローラ，ロード・スタビライザ，タイヤ・ドーザ，グレーダ，スクレーパ，ショベル・ローダ，ダンパ，モータ・スイーパ，ホーク・リフト，ホイール・クレーン，ポール・トレーラ，農耕作業用けん引自動車及び土木作業用けん引自動車で軽自動車以外のもの並びに運輸大臣の指定する自動車。			

1）　車両関係

1. 登録台数	道路運送車両法によつて，自動車登録原簿に登録された自動車（ナンバーをつけた自動車の合数であり，車種別にはトラック（普通車小型車），バス，乗用車（普通車・小型車），特種車および特殊車である。
2. 保有台数	上にのべた登録台数に，軽自動車および小型二輪自動車を加えた自動車台数を保有台数とよんで，登録台数と区別とする。 なお，軽自動車および小型二輪自動車は，届出を行えば，運行できる。

2）　輸送

1. 輸送トン数	トラックで輸送した貨物のトン数。
輸送人員	バスや乗用車で輸送した人の数。
2. 輸送キロ	トラックで貨物を積んで走つた距離。バスや乗用車で人を乗せて走つた距離。
走行キロ	自動車が走つた距離。
3. 輸送トンキロ	貨物の目方とそれを積んで走つた距離を掛け合せたもの。 例えば2トンの貨物を積んで5キロ走れば， 2トン×5キロ＝10トンキロ
輸送人キロ	バスや乗用車が，乗せた人の数と、人を乗せて走つた距離を掛け合せたもの。 例えば4人を乗せて20キロ走れば，4人×20キロ＝80人キロ

3. 事業関係

旅客	(1) 一般乗合旅客自動車運送事業 （乗合バス） 〃 （限　定）	路線を定めて，定期的にバスを運行し，通常停留所で旅客を乗降させるバス事業である。 路線を定めて，定期的にバスを運行させる点は（乗合バス）と同じであるが。その旅客が例えば，駐留軍々人とその家族に限るというように，一定の条件つきのバス事業である。
旅客	(2) 一般貸切　〃 （貸切バス）	バスを貸切つて，主に団体旅客を運送する事業である。このようなバスは通常「観光バス」と呼ばれている。
旅客	(3) 一般乗用　〃 （ハイヤー・タクシー）	乗用車で旅客を運送する事業である。ハイヤーは営業所で旅客を待ち，タクシーは街を流して旅客を乗せる点で通常区別されているが，法律では同一の事業として取扱われている。
旅客	(4) 特定旅客　〃	誰でも乗せるというのでなく，例えばA幼稚園の園児というように路線を定めて特定の旅客を運送するバス事業である。
貨物	(1) 一般路線貨物自動車運送事業 （路線トラック）	路線を定めて，定期的に運行するトラックに，通常多数の顧客の貨物を積合せて長い距離を運送する事業である。このような事業を以前は「区間事業」または「積合事業」とよんだこともあつた。また路線トラックは「定期便トラック」などともよばれている。
貨物	(2) 一般区域　〃 （区　域）	定められた事業区域内，又はその事業区域に発着する貨物を運送する事業である。路線トラックのようにたくさんの顧客の貨物を運送することはできない。このような事業を「貸切事業」とよんだこともあつた。またこのような運送を「地場輸送」そのトラックは「地場トラック」ともよばれているが，これはlocal havlingと同様である。
貨物	(3)　〃 （限　定）	定められた事業区域内，又はその事業区域に発着する貨物を運送する点では（区域事業と）同じであるが，この場合例えば運送貨物を石炭に限るというように，一定の条件つきの運送を行う事業である。
貨物	(4) 一般小型　〃 （小　型）	区域事業と事業の内容は同じであるが，運送するトラックが小型（2ｔ以下）の場合に，法律では異つた事業の種別をつくり出した。
貨物	(5) 特定貨物　〃	特定の顧客のもとめに応じて，特定の貨物を運送する事業である。例えば郵政省の郵便物を輸送する「郵便逓送」はこれに入る。 一般運送事業は英語のCommon Carrierであるから，特定運送事業はContract Carrier とみてよい。
通運事業		通運事業の本来の業務は，鉄道の両端で，顧客と鉄道との貨物の取引をすることであるが，貨物の積卸しや，両端の運送も行つている。このように鉄道の両端運送にトラックを使うので，通運事業法のほかに，自動車運送事業として道路運送法の規制もうけている。なお通運事業は，以前，小運送業とよばれていた。

4. 道路の種類

わが国の道路は，道路法によつて高速自動車国道，一級国道，二級国道，都道府県道，市町村道の5種類に分けられ，次のような条件によつて公けの指定や認定をうけている。

(1) 高速自動車国道　自動車の高速交通の用に供する道路で，一級国道とともに全国的な幹線道路網の枢要部を構成し，政治，経済，文化上特に重要な地域を連絡する道路で，国土開発縦貫自動車道の予定路線，東海道幹線自動車国道，その他高速自動車国道の予定路線のうちから政令で路線を指定したものである。現在「高速自動車国道中央自動車道」（小牧市吹田市間）「高速自道車国道吹田神戸線」（吹田市神戸間）があるが，何れも建設中である。

(2) 一級国道　国土を縦断し，横断し，又は循環して高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網の枢要部分を構成するもので，都道府県庁所在地，その他政治，経済，文化上特に重要な都市を連絡する道路で，政令で指定したものである。現在，昭和17年に指定された40路線，昭和34年に追加指定された3路線計43路線がある。

(3) 二級国道　高速自動車国道，一級国道と共に全国的な幹線道路網を構成する道路で，都道府県庁所在地とか人口10万以上の市を相互に連絡する道路，特定重要港湾またはこれに準ずる港湾，建設大臣の指定する飛行場，あるいは国際観光上重要な地と一級国道とを連絡する道路，2つ以上の市を連絡して一級国道に達する道路等であつて政令で指定したもの。現在，昭和28年に指定された217路線，昭和34年に追加された7路線，計251路線がある。

(4) 都道府県道　地方的な幹線道路網を構成する道路であつて，市あるいは人口5千人以上の町，主要港，主要停車場，主要な観光地という地点と地点を結ぶもの，2以上の市町村を経由するもの，又はこれらの地点と一級国道，二級国道又は都道府県道とを連絡する道路，その他地方開発のため特に必要な道路であつて，都道府県知事がその都道府県議会の議決を経て建設大臣から認定されたもの。なおこの路線のうち建設大臣は主要な都道府県を指定しているがこの指定されたものを主要地方道と称して一般地方道と区分している。

(5) 市町村道　市町村の区域内の道路で，市町村長がその市町村議会の議決を経て認定されたものである。

（注）昭和37年度版　道路総覧より抜すい。

4の2 道路運送法上の道路

この法律でいう道路とは，道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

自動車道とは，もつぱら自動車の交通の用に供する目的として設けられた道で，一般自動車道，専用自動車道の2つに分けられる（高速自動車国道を除く）。

(1) 一般自動車道　自動車運送事業の経営について運輸大臣及び建設大臣の免許を受けた自動車運送事業者が自動車の交通の用に供する目的として設けた有料道路をいう。

(2) 専用自動車道　自動車運送事業者がもつぱら事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう）の交通の用に供することを目的として設けた道路をいう。

自　動　車　関　係

社団法人　日本自動車会議所	千代田区丸の内1の1
〃　日本乗合自動車協会	〃　3の4
〃　日本トラック協会	中央区銀座1の2
〃　全国自家用自動車協会	〃　日本橋蠣殻町2の20
〃　日本自動車整備振興会	港区麻布材木町53
〃　全国小型自動車整備振興会連合会	中央区八丁堀1の4
〃　日本縦貫高速自動車道協会	千代田区丸の内3の3
〃　日本自動車販売協会連合会	港区赤坂田町1の15
財団法人　高速道路調査会	港区芝田村町1の1
全国乗用自動車連合会	新宿区四谷1の無番地
全国通運業連盟	
全国自動車道協会	渋谷区穏田町3の191番地
日本道路協会	千代田区3年町1番地　庄友会館内
自動車工業会	千代田区丸の内2の18
日本小型自動車工業会	千代田区丸の内2の19
社団法人　日本自動車販売協会連合会	港区赤坂田町1の15
全国貨物自動車運送取扱事業組合連合会	台東区上の公園桜ケ丘
全国通運業連合会	千代田区丸の内1の1
全国通運協会	千代田区丸の内1の4
運輸調査局	千代田区丸の内1の1（運輸省内）
陸運賛助会	新宿区四谷1の無番地
全国自動車標板協議会	〃
全国陸運貨物協会	新宿区四谷1の2
日本観光ハイヤー連合委員会	〃　1の18
米国自動車輸入協会	新宿区四谷1の無番地
欧州　〃	〃
社団法人　自動車工業振興会	千代田区丸の内2の18
日本自動車機械工具協会	港区麻布材木町53
ヂーゼル自動車協議会	港区芝浜松町3の8の3
自動車部品工業会	〃　赤坂溜池11

民　間　団　体　一　覧　表

自動車機械工具工業会	港区赤坂新町3の13
日本小型自動車販売協会	中央区八丁堀1の4
全国自動車部品卸商組合	港区芝新堀町3
日本自動車部品組合連合会	〃　芝新橋7の2
東京乗用旅客自動車協会	新宿区四ツ谷1の無番地
東京自動車協会	新宿区四ツ谷1の無番地
東京旅客自動車指導委員会	新宿区四ツ谷1の23
東京都自動車整備振興会	〃　1の無番地
東京都小型自動車整備振興会	中央区八丁堀1の4
東京都自動車整備工業協同組合	港区芝西久保八幡4
自動車損害賠償責任保険共同本部	千代田区神田淡路町2の9
全国無線自動車協会	港区青山北町4の1（郵政省内）
石油連盟	中央区銀座1の5

自動車関係団体一覧表

団体名	所在地
自動車機械工具工業会	千代田区丸の内1の1
日本小型自動車研究協会	〃 3の5
全国自動車部品販売組合	中央区銀座1の2
日本自動車部品総合会	〃 日本橋室町2の1
東京乗用旅客自動車協会	港区赤坂青山町11
東京自動車協会	中央区八丁堀1の3
東京旅客自動車特別会員会	千代田区丸の内3の1
東京都自動車整備振興会	港区赤坂田町1の15
東京都小型自動車整備振興会	港区芝田村町1の1
東京都自動車整備工業組合連合会	新宿区若松町1の[illegible]
自動車用品販売業協同組合	
全国自動車整備共同本部	渋谷区恵比寿1の191
行政書士	千代田区麹町2年町1番地 圧友会
自動車工業会	千代田区丸の内3の13
日本小型自動車工業会	千代田区丸の内3の12
社団法人 日本自動車販売協会連合会	港区赤坂田町1の15
全国貨物自動車運送取扱事業組合連合会	台東区上野の公園区ケ丘
全国運輸関係合会	千代田区丸の内1の1
全国運輸倶楽部	千代田区丸の内1の4
運輸調査局	千代田区丸の内1の1（運輸省内）
陸運愛助会	新宿区四谷1の無番地
全国自動車販売協議会	〃
全国陸運貨物協会	新宿区四谷1の3
日本販売ーイヤー連合委員会	〃 1の18
全国自動車輸入協会	新宿区四谷1の無番地
映画 〃	〃
社団法人 自動車工業振興会	千代田区丸の内3の16
日本自動車機械工具協会	港区南青山六町53
ガーゼル自動車協会	港区芝浦町3の8の3
自動車部品工業会	〃 浜松町11